

## 監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

令和4年11月25日

新潟県監査委員	八	木	浩	幸
新潟県監査委員	柄	沢	正	三
新潟県監査委員	秋	山	三	枝子
新潟県監査委員	岡		俊	幸

## 住民監査請求に係る監査結果

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

別紙 請求人

#### 2 請求書受付日

令和4年9月28日

#### 3 請求の要旨

令和4年9月27日に行われた故安倍晋三国葬儀(以下「本件国葬」という。)は、銃撃による氏の死去後の僅か14日後の7月22日の閣議で岸田内閣により決定された。しかし、2022年(令和4年)9月14日に新潟県弁護士会会長によって出された声明や、同年8月5日に出された憲法研究者による声明などに明らかなように、この閣議決定には、以下の点で憲法上・法律上の問題点が多い。

ア 「法の下での平等」(憲法14条)を理念とする日本国憲法の下での民主主義社会に全くそぐわないものである。

イ 本件国葬について法令の根拠がないにもかかわらず、その根拠となる法律制定の是非が一切国会において議論されないまま閣議決定がされており、憲法が採用する議会制民主主義の根幹を揺るがしかねない行為である。

ウ 本件国葬が内閣府設置法第4条第3項33号の「国の儀式」に当たるとして、閣議決定でその実施を決定できているが、この条文は多数の行政組織が存在する中で内閣府がどのような事務を所掌するのかを定めた規定に過ぎない。

エ 政府が本件国葬当日、各府省庁で弔旗を掲揚し、葬儀中の一定時刻に黙とうすることを決定したことにより、弔意の表明やそれに対する同調圧力となることが容易に想定され、国民の思想・良心の自由(憲法19条)が侵害される恐れがある。

オ 本件国葬の経費を全額税金で賄うことを閣議決定したが、最終的にどれだけかかるか不明であるうえ、支出する予定の予備費は、本来は大災害等の不測の事態に充てるべきものであって、国会での審議にかけるのが筋であり、国会軽視と言わざるを得ない。

また、岸田内閣が本件国葬の実施を決定した後の世論調査で6割近い国民が、本件国葬実施に反対していると思われ、これは岸田内閣の今次閣議決定に正当性がないことの証左である。

新潟県知事は、このような憲法に違反し、法的根拠のない、国民の多くが反対する本件国葬に参加すべきではなかったにもかかわらず、9月27日に本件国葬に参加した。この行為は、違法・不当な行為への加担行為であり、憲法99条の「憲法擁護義務」に明白に違反している。

したがって、この行為に際し支給された旅費は、随行者の分も含めて、違法・不当な財政支出に当たると考える。

このことにより、県財政に損失を与えたため、県は令和4年9月27日に行われた本件国葬に参加した新潟県知事・花角英世氏並びにその随行者に旅費及びその相当額を支出しないこと、または、既に支出された旅費について、当該対象者に返還を命ずることを求める。

#### 4 請求の受理

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認められたので、令和4年10月13日をもってこれを受理した。

なお、同月7日、「住民監査請求に関する意見書」(第6号証)の提出があったほか、請求人のうち1名から請求の取下げがあった。

#### 5 暫定的停止勧告

本件措置請求について、令和4年10月13日時点において、法第242条第4項の規定による暫定的な停止勧告の要否を検討したところ、本件国葬への知事の出席に係る旅費の支出により新潟県に回復困難な損害が生じるものとは認められず、それを避けるため緊急の必要があると認められないことから、暫定的な停止勧告は実施しないこととした。

## 第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和4年10月27日、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、以下の内容の請求人の陳述及び陳述書の提出があった。また、新たな証拠の提出はなかった。

### 1 本件国葬の違憲性について

憲法は全ての国民は人間としての価値において平等であり、特定の人物を国が国費を使い、国葬にしてたてえることは、憲法に特別の定めがある場合か、特別に合理的な理由が存在しない限り許されないところ、これらの存在は認められず、安倍元首相を特別扱いした今回の行為は、一人一人の国民の命に差をつける行為であるため、国葬は憲法14条が定める「法の下での平等」に反する。

次に、国葬が安倍元首相に対する「敬意と弔意」を国民全体で表すこととなれば、個々の心情に関わる「敬意と弔意」を国民全体で表す事であり「敬意と弔意」の事実上の強制につながるものであって憲法19条が保証する「思想・良心の自由」に違反する。

また、国葬についての根拠規定が存在せず、国会に対する説明や議論、議決もないまま閣議決定だけで予備費からの出費を決めたやり方は、憲法83条の財政民主主義の原則や憲法の大原則である「法律に基づく行政」の原則に反する。

さらに、政府は、国葬は内閣府設置法第4条3項33号の「国の儀式」に該当し、内閣においてその実施を決定できるというが、これは誤りである。国葬実施には、その要件や基準を定めた法律が必要であるが、現在そのような法律は存在しない。また、平成29年10月の内閣法制局見解とも矛盾しており、ありえない解釈である。

加えて、国葬を違憲であるとする声明が全国の憲法学者や弁護士会長から出されているほか、憲法学の新潟大学名誉教授成嶋隆氏からも憲法違反である旨の意見書が提出されており、憲法学界、法曹界の大勢が違憲である旨を指摘し、国葬に法的根拠がないこと、閣議決定が手続的に誤っていることを指摘していると考えて間違いない。

### 2 本件国葬の不当性について

国葬に関する世論調査結果や内閣支持率、国葬当日の新潟県内の半旗掲揚状況からみても国民・県民は明確に国葬に反対し、実施は違法・不当とみている。

また、安倍政治の評価は定まっておらず、むしろ安倍元首相は、多くの憲法学者や弁護士が安保法制は違憲であると主張しているにもかかわらず、安保法制の強行採決を行うなど憲法と人権、この国の平和と民主主義、国民の暮らしを壊し続けたにもかかわらず、国葬はこれを「功績」として讃え、礼賛するものであるため、国葬は違法であり、著しく不当なものである。

さらに、安倍政権下での森友、加計学園問題、自衛隊の日報問題、桜を見る会の問題において、公文書をめぐって改ざんや廃棄、虚偽の説明がなされており、まさに民主主義、国民主権の根幹を支える公文書の管理を定めた公文書管理法に反する行為が安倍政権下では行われていたこと、教育基本法の改悪を行ったこと、アベノミクスによって経済的格差や教育的・社会的・文化的分断が生じており、このようなアベノミクスを推進してきた安倍元首相の責任は非常に重いと言わざるを得ないことなどから、安倍元首相に対して国葬に値するという評価はするべきでなく、国費を使って国葬に付すことは不当である。

### 3 本件国葬への出席の違法・不当性について

新潟県知事は、こうした国葬に県の公費を使って参加したものであって違法・不当な行事への加担である。よって、県から支給された旅費等の公費は随行者の分も含め違法・不当な支出であり、速やかに県に返還されなければならない。

また、国葬にして公費で参加することは新潟県が安倍元首相をたたえているという意思表示になる。公費を使って国葬に参加したことは不当である。

さらに、本件国葬は絶対やってはいけない不当・不法な国葬であったのであり、その不当・不法な国葬に参加した本県知事の花角知事の行為も許されるものではないし、その不当な行為に対し、県民の血税を使うことは許されない。

## 第3 監査の実施

### 1 監査の対象

令和4年9月27日に举行された本件国葬への出席に係る知事とその随行者への旅費及び相当額の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関  
知事政策局秘書課

第4 監査の結果

監査対象機関の関係職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。その概要は、次のとおりである。

1 関係法令等の確認

本件国葬への出席に係る旅費の支給に関する条例の規定は以下のとおりである。

(1) 知事について

○「特別職の職員の給与に関する条例」(昭和27年10月24日新潟県条例第30号)

第1条 (略)

2 この条例において「給与」とは、給料又は報酬及び旅費又は費用弁償とする。

第5条 特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費又は費用弁償を支給する。

(1) 知事 次の表の左欄に掲げる職員の旅費に関する条例(昭和30年新潟県条例第58号。以下「旅費条例」という。)の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例(附則第5項及び第6項の規定を除く。)を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額

第15条第3項	公務上の必要により特別車両料金	特別車両料金
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第19条第1項第3号	1,100円	1,650円
(以下略)		

(2)～(6) (略)

2・3 (略)

第6条 この条例に定めるほか、特別職の職員に対する給与の支給方法は、一般職の職員の例による。

(2) 随員職員について

○「職員の旅費に関する条例」(昭和30年8月29日新潟県条例第58号)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2～7 (略)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。)発する旅行命令等によつて行わなければならない。

(1) 前条第1項又は第5項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) (略)

2～4 (略)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、日当、宿泊料及び食事料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3～9 (略)

第15条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金及び寝台料金による。

2 前項に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その乗車に要する額を支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) (略)

3 第1項に規定する特別車両料金は、公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合に限り、その乗車に要する額を支給する。

4 第1項に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路であつて座席指定料金を徴する客車を運行するものによる旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、その乗車に要する額を支給する。

5 (略)

第19条 旅行雑費の額は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、公務上の必要その他やむを得ない事情により人事委員会規則で定める時刻以前に在勤庁又は住所若しくは居所を出発し、又は人事委員会規則で定める時刻以後に在勤庁又は住所若しくは居所に帰着する日の旅行雑費の額は、当該出発し、又は帰着した場合のそれぞれの場合ごとに、第1号又は第3号に規定する額に、第1号の旅行をする場合にあつては同号に規定する額を、第3号の旅行をする場合にあつては同号に規定する額を、それぞれ加えた額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 旅行地が在勤庁の所在する都府県の区域外における旅行 1日につき1,100円

2 (略)

## 2 事実関係の確認

### (1) 本件国葬への知事の出席が決定された経緯・理由について

ア 令和4年7月22日、「故安倍晋三の葬儀の執行について」が閣議決定され、葬儀は国において行い、「故安倍晋三国葬儀」と称すること、内閣総理大臣が葬儀委員長となること、本件国葬を同年9月27日に日本武道館で行うこと及び葬儀のため必要な経費は国費で支弁すること等が決定された。

イ 同年9月9日、全国知事会を通じて本件国葬の案内状が新潟県東京事務所へ配付された。同事務所は、同日中に案内状のPDFデータを秘書課に送付するとともに案内状原本を同課に郵送した。

ウ 同月12日、秘書課は案内状原本を受領した。案内状記載の差出人及び宛名は、以下のとおり。

(差出人) 故 安倍晋三国葬儀委員長 内閣総理大臣 岸田文雄

(宛 名) 新潟県知事 花角英世 殿

エ 同月13日、秘書課は本件国葬への出席について知事に確認したうえで、全国知事会に出席する旨を回答した。知事が出席を決定した理由は、以下のとおり。

① 内閣総理大臣から知事宛てに正式に本件国葬の案内があったこと。

② 安倍元首相は、長年にわたり国政の第一線で活躍し、数々の要職を歴任し、その間、地方創生の推進をはじめとして、新潟県関係では拉致問題、佐渡島の金山の世界遺産登録をはじめ多くの課題に全力を尽くしていただいたとの認識のもと、県知事として本件国葬に参列し弔意を表するため。

### (2) 知事の随行者について

令和4年9月13日、秘書課は、本件国葬当日における知事の誘導及び同課や新潟県東京事務所との連絡調整等を目的として、同課職員1名を知事に随行させることを決定した。

### (3) 旅行命令について

知事については、令和4年9月13日、本件国葬の挙行日である同月27日を旅行日とする旅行命令がなされた。

また、随行者についても、同4年9月13日、同月27日を旅行日とする旅行命令を受けた。

### (4) 知事及び随行者への旅費等の支出状況について

本件国葬への出席に係る知事及び随行者への旅費支出額とその内訳は、知事に対するものが総額30,090円、内訳は新潟駅—東京駅間の往復の新幹線代金が28,440円、旅行雑費が1,650円、随行者に対するものが総額21,820円、内訳は新潟駅—東京駅間の往復の新幹線代金が20,720円、旅行雑費が1,100円であった。

上記旅費については、令和4年10月20日付けで支出命令が行われ、同月31日に支払いが行われた。

また、上記旅費の他、本件国葬への出席に係る旅費相当額として、知事公舎と新潟駅間の往復のタクシー代として3,570円、東京駅と新潟県東京事務所が入居する都道府県会館との間の往復の借上げハイヤー代として41,670円がそれぞれ秘書課及び新潟県東京事務所から支出されていた。

上記タクシー代については、令和4年10月17日付けで支出命令が行われ、同月28日に支払いが行われた。

上記借上げハイヤー代についても、令和4年10月12日付けで支出命令が行われ、同月25日に支払いが行われた。

なお、本件国葬当日は、都道府県会館が参集・受付場所とされ、会場の日本武道館との往復は国が手配したバスに各県の知事のみが乗車し、随行者は随行していないため、会場との往復に係る旅費及び相当額の支出はなかった。また、本件国葬に関連する弔慰金等の支出もなかった。

## 3 監査対象機関の見解

本件国葬に係る法的根拠については、県は違法・不当な行為かどうかを判断する立場にはない。

政府は、内閣府設置法及び閣議決定を根拠として、内閣法制局の判断も仰ぎながら政府として実施するこ

とを決定したものと承知している。

本件国葬について様々な意見があることは承知しているが、知事としては、内閣総理大臣から正式な案内があったため公務として参列し弔意を表することとしたものである。

公務として職務を執行したものであり、県の事務、知事の公務として適正に処理・推進してきたものであり、公務員として憲法を尊重し、擁護しており、請求人の主張はあたらない。

なお、本件国葬に係る法的根拠については、政府において丁寧に説明していただきたいと考えている。

## 第5 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象機関の見解を踏まえ、本件請求に対し、次のとおり判断する。

請求人の請求は、本件国葬が憲法に違反し、法的根拠を欠いた違法・不当な行為であり、そのような本件国葬に参加する行為は、違法・不当な行為への加担行為として「憲法擁護義務」（憲法第99条）に違反する行為であるからそれに対する旅費の支出も違法・不当な公金の支出に該当する旨を主張するものと解される。

しかし、住民監査請求の対象は、地方公共団体の財務会計上の行為に限られるところ、本件国葬は、上記第4の2(1)アのとおり、国において主催し、内閣総理大臣が葬儀委員長を務め、必要な経費は国費で支弁することが閣議決定されていることに鑑みると、本件国葬は国の行為というべきであり、地方公共団体たる新潟県の財務会計上の行為ということとはできない。

したがって、本件国葬が憲法に違反するか、違法・不当な行為であるかについては監査対象とすることは適当でない。

ゆえに、本件国葬が違憲又は違法・不当な行為であることを前提とする本件国葬への参加が「憲法擁護義務」に違反する旨の主張の当否についても監査対象とすることは適当でない。

そこで、本件国葬への出席に係る旅費及び相当額の支出が違法又は不当なものであるかについて判断する。

### 1 本件国葬への出席に係る旅費及び相当額の支出の違法性について

請求人は、本件国葬への出席が違法・不当な行為への加担行為であることからそれに際して支出された旅費は違法・不当な支出に該当すると主張する。

そこで、本件国葬への出席と支出された旅費の違法・不当性の関係について検討すると、最三小判平成4年12月15日民集46・9・2753は、「先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、後行行為である財務会計上の行為が違法となるのは、後行行為である財務会計上の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られ、先行する原因行為が著しく合理性を欠き、そのためにこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存するときに限って、それを看過してなされた後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる」と判示している。

ゆえに、本件における旅費及び相当額の支出に先行する原因行為たる本件国葬への出席が著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するかを検討する。

まず、本件国葬への出席が正当な公務といえるかについて検討すると、最二小判平成18年12月1日民集60・10・3847は、「普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきである。そして、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（法1条の2第1項）などを考慮すると、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される」と判示している。

本件では、本件国葬への出席は、長年にわたり国政の第一線で活躍し、その間、地方創生の推進をはじめとして、新潟県関係では拉致問題、佐渡島の金山の世界遺産登録をはじめ多くの課題に全力を尽くしたとして、安倍元首相に対し、県知事として本件国葬に参列し弔意を表することを目的としたものであり、また、本件国葬に関連する弔慰金等の支出もないなどを考慮すると、社会通念上儀礼の範囲にとどまるものであって、かつ、友好・信頼関係の維持増進を図るものであると客観的にみることができ、

したがって、本件国葬への出席は、新潟県の事務の遂行として適法な公務であるといえる。

次に、本件国葬への出席に係る事務手続は、上記第4の1記載の関係規定に沿って適正に行われていた。

よって、本件における旅費及び相当額の支出に先行する原因行為たる本件国葬への出席が著しく合理性を

欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するということができないため、後行行為たる旅費及び相当額の支出が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるということとはできない。

## 2 本件国葬への出席に係る旅費及び相当額の支出の不当性について

次に、本件国葬への出席に係る旅費及び相当額の支出が不当なものであるかについて検討する。

普通地方公共団体の長の行う出張についての判断に関しては、福岡高裁平成16年5月27日判決が「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を代表する職務を有する独任制の執行機関として、その権能を適切に果たすために合理的な必要性があるときは、自ら、国内や海外に出張を行うことができ、出張目的や出張先、出張内容等の決定については、原則的に長の合理的な裁量に委ねられていると解すべきであり、長の行う出張についての必要性や出張内容の相当性等についての長の判断は、出張の目的、動機、態様等に照らし、これが著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用したと判断される場合に限り違法となると解すべきである」と判示している。

本件では、本件国葬への出席が国の閣議決定に基づく正式な案内状の送付を受けて決定された国が執り行う公式行事への出席であること、上記第5の1記載のとおり、本件国葬への出席は新潟県の事務の遂行として適法な公務であるといえること、本件国葬への出席に係る事務手続は関係規定に沿って適正に行われていたことなどを総合すると、本件国葬への出席が著しく妥当性を欠き、知事の上記裁量を逸脱又は濫用したものであるということとはできない。

よって、本件国葬への出席に係る旅費及び相当額の支出が不当なものであるということとはできない。

## 第6 結論

以上のとおり、本件国葬への出席に係る知事とその随行者への旅費及び相当額の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるとは認められなかった。

よって、請求人の請求については、理由がないものと判断する。

## 別紙 請求人

No.	住 所	氏 名
1	新潟市西区寺尾東1-10-20	近藤 正道
2	新潟市西区松海が丘1-13-3	小林 義昭
3	新潟市 (略)	飯塚 孝子
4	(略)	藤原 龍二
5	新潟市 (略)	中山 均
6	新潟市西区寺尾北2-8-1	内田 洵子
7	新潟市中央区関屋本村町1-35-2	青木 学
8	新潟市中央区上大川前通5-64-1 コープシティ上大川前610	五十田 裕子
9	新潟市江南区下早通2-1-23	松原 准一
10	新潟市中央区水道町2-5932-459	本間 伸子
11	新潟市中央区柳島町1-1-27	渡辺 康典
12	新潟市中央区南笹口1-1-38 コープオリンピア笹口601	佐藤 勝司
13	長岡市 (略)	浅川 智之
14	新潟市中央区姥ヶ山6-7-12-105	鈴木 映
15	新潟市 (略)	倉茂 政樹
16	新潟市秋葉区山谷町1-3-32 A-3	有田 純也
17	三条市須戸新田604	佐藤 毅
18	新潟市西区寺尾北2-8-1	内田 正夫
19	新潟市江南区亀田中島2-3-24	明間 修
20	長岡市西津町3785-16	渡辺 英明
21	長岡市表町2-1-4	渋谷 一秀
22	長岡市左近1-40	稲田 新介
23	長岡市地藏1-5-25	渡辺 悟
24	(略)	(略)
25	長岡市気比宮1376	近藤 俊樹
26	長岡市西片貝町1085	佐藤 栄子
27	長岡市川崎町2271-66	藤巻 雄一
28	長岡市平島2-118	加藤 隆夫
29	長岡市 (略)	川上 康男